

原子力委員会の在り方見直しのための有識者会議
第5回議事録

原子力委員会の在り方見直しのための有識者会議（第５回） 議事次第

日 時 平成25年 9 月 11 日（水） 16:00～17:58

場 所 中央合同庁舎第 4 号館 4 階 共用第 2 特別会議室

議 題

- 1．原子力委員会の在り方の見直しについて

○森田座長 本日も御多忙の中、御参集いただき、まことにありがとうございます。

ただいまより第5回の「原子力委員会の在り方見直しのための有識者会議」を開催いたします。

本日、山本大臣は御所用があるということで御欠席でございます。

まず、事務局から資料の確認をさせていただきます。どうぞお願いします。

○大島企画官 議事次第に従いまして資料を確認させていただきます。

資料1 原子力委員会による原子力利用に関する政策について（意見メモ）（吉岡委員資料）

資料2－1 原子力発電の国際展開における役割分担について（経済産業省資料）

資料2－2 原子力委員会または後継組織に期待する機能について（経済産業省資料）

資料3 今後の原子力委員会に期待すること（文部科学省からの視点）（文部科学省資料）

資料4－1 白書の比較（内閣府資料）

資料4－2 プルトニウム関係データとりまとめの流れ（内閣府資料）

資料5 平和的利用等に係る原子力規制委員会の取組（原子力委員会との関係等）（原子力規制庁資料）

資料6－1－1 原子力委員会の所掌事務と業務における課題「原子力利用に関する政策に関すること」（設置法第二条第一号）（うち基本政策・方針の策定について）（内閣府資料）

資料6－1－2 大綱の策定プロセス（内閣府資料）

資料6－1－3 基本計画の比較（内閣府資料）

資料6－2 原子力委員会の所掌事務と業務における課題「原子力利用に関する政策に関すること」（設置法第二条第一号）（うち核燃料サイクルについて）（内閣府資料）

資料6－3 原子力委員会の所掌事務と業務における課題「原子力利用に関する政策に関すること」（設置法第二条第一号）（うちバックエンド対策について）（内閣府資料）

資料6－4 原子力委員会の所掌事務と業務における課題「原子力利用に関する政策に関すること」（設置法第二条第一号）（うち研究開発／核融合／放射線利用について）（内閣府資料）

資料6－5 原子力委員会の所掌事務と業務における課題「原子力利用に関する政策に関すること」（設置法第二条第一号）（うち国際協力・各国との意見交換について）（内閣府資料）

資料6－6 原子力委員会の所掌事務と業務における課題「原子力利用に関する政策に関すること」（設置法第二条第一号）（うち福島第一原子力発電所対応について）（内閣府資料）

資料6－7 原子力委員会の所掌事務と業務における課題「原子力利用に関する政策に関すること」（設置法第二条第一号）（うち信頼醸成について）（内閣府

資料)

資料 6－8 原子力委員会の所掌事務と業務における課題「原子力利用に関する政策に関すること」（設置法第二条第一号）（その他の分野について）（内閣府資料）

先生方の机上に置かせていただいておりますけれども、前回、第4回の資料の資料2－7の別添の中で一部落丁がございましたので、正式な資料としてもう一度配付させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○森田座長 ありがとうございます。

資料の欠落等がありましたら、事務局にお話してください。

本日は、橘川委員、増田委員は御欠席との連絡を受けております。山地委員は少しおくれて出席されるということでございます。

また、本日の会議も公開で行います。そして、原子力委員会の近藤委員長、内閣府、外務省、文部科学省、経済産業省、原子力規制庁に御出席いただいております。各関係府省は、基本的には質問にお答えいただくために御出席いただいておりますので、その旨、よろしくお願いいたします。

本日は、まず、吉岡委員から資料の提出がございましたので御説明いただきまして、次いで、前回の指摘事項への回答として、経済産業省、文部科学省、内閣府、原子力規制庁から御説明をいただきます。その後は、議題といたしまして、前回に引き続きまして、原子力委員会の在り方の見直しについて、原子力委員会の所掌事務ごとに、事務の具体的内容、活動の成果、課題について伺い、その必要性等について検討してまいりたいと思っております。

どういう所掌事務が残っているかというのはリストをごらんいただきたいと思いますと思いますが、本日は大変盛りだくさんの議事でございますので、分刻みで進行をする予定でおりますので、どうぞ御協力をお願いいたします。

それでは、早速ですけれども、吉岡委員から、御提出資料について、簡潔に5分以内で御説明をお願いします。どうぞよろしくお願いいたします。

○吉岡委員 ありがとうございます。3枚にまとめましたけれども、若干変換ミスがありますので、お許しください。急いでつくりました。発表してもいいということですので、3点をまとめてみたというのが原子力委員会をどうするかについての私のメモであります。

最初に3項目挙げましたけれども、1項目目は原子力政策大綱を廃止すること。

2番目は、原子力利用の後始末政策を主任務とする。

3番目は、こういう言い方がいいのかよくわかりませんが、原子力政策の監査機能を強化する3点に沿って改革すればいいのではないかとというのが私の考えです。

第1点について言いますと、政策大綱というのは、私は2000年の長期計画と2005年の政策大綱に委員として参画したわけですが、民間事業を何年にどのくらいの規模でやるかとか、そういうことまで事細かに1994年の長期計画では書いていて、非常に国家統制時代の産業政策みたいな感じであって違和感を覚えました。

その後、2000年にかなり柔軟化しまして、民間計画はこうであって、これに対して現在政府

はその実現の期待をするという言い方に柔軟化したのですけれども、2005年でまた前の様式に相当近づいてしまったというようなことで、これはもう成り立たないだろうというのが基本的な私の動機です。

つまり、原子力委員会が何をやるかを中期計画として示せばいいという、ほかのものに口出す必要はないというのが第1点のポイントであります。

実際にも、最近の政策大綱は既に決まった政策について形式化というか、オーソライズみたいなことをやっていた、それを束ねていたというものですから、こういうものは要らないのではないかというのが1点目です。

2点目は、後始末政策を主任務とすることです。2ページ、商業原子力発電と核燃料サイクルと高速増殖炉、この3点が最も大黒柱と伝統的に原子力政策では扱ってきたのだけれども、この3本柱というのは、実態としては完全に崩れているのではないだろうか。そうだとすれば、それに見合う形で、本当に一番重点的に取り組む必要があって、しかも、ほかの組織では必ずしも十分に組み組めないもの、これを主任務とすべきではないかというのが2点目であって、脱原発を目指すか、それとも目指さないか、それによって若干の違いはありますけれども、核施設、核物質の後始末問題が今後非常に重要になってきて、これこそが原子力政策の群を抜いて一番重要なものであらうと思いますので、これに取り組む。もんじゅなどというのは、私から見ればどうでもよろしいという位置づけの重みがつくわけです。これについて、しっかり取り組む組織は今のところないから、福島原発事故の処理も含めて後始末を主任務とする組織に生まれ変わるというのが一つの有力な方法ではないかというのが2点目であります。

大分短くやっているのですけれども、つまり、福島の膨大な廃棄物であるとか、福島事故を契機に多くの原発や核施設が廃止されると、さらに、今まで半世紀になって使用済核燃料が2万トンとかすごい量が発生している、これらをどうするか。一番難しい課題ではありますけれども、これをきちんと取り組む組織が要るのではないか。

3番目は補足みたいものですけれども、原子力委員会は第三者的なチェック機構という、2000年までは科学技術庁の利害をかなり背負っていたように思うのですけれども、省庁再編で自由の身になったという認識でありまして、であるから、第三者的なチェック機能、監査機能をプルトニウムの利用計画透明化ですとか、いろんな面で、あるいは懸案の政策課題についての第三者的な立場からの公平で客観的な勧告とか、そういうことに重点を置いたらいいのではないかというのが3点目です。

以上です。

○森田座長　ありがとうございました。

ただいまの御説明は、後ほどの議論にも関連が深いことかと思しますので、御意見はその中で承ることといたしまして、この場では、今の御説明の内容について確認のような御質問があれば御発言いただきたいと思います。よろしいですか。

それでは、また後で質問が出るかと思いますが、次に移りたいと思います。

次に、前回までの会議における指摘事項への回答をお願いしたいと思います。

まず、経済産業省からお願いいたします。

○畠山原子力政策課長　それでは、私から、資料2-1及び資料2-2に基づいて御説明させ

ていただきます。

資料 2－1 では、この場で原子力発電の国際展開における原子力委員会の役割あるいは各省庁の役割分担についてということで御指摘がございましたので、紙にまとめてまいりました。

そのポンチ絵にございますように、もちろん原発の輸出でありますので、相手国の事業者と我が国の事業者の間で交渉が行われる。入札とか参加交渉とか、そういうのが当然行われるということでございます。

一方で、相手国の電力会社というのが相手国の政府と密接に結びついている関係である可能性も結構あって、そうである場合はなおさらですけれども、そうでなかったとしても、相手国政府と、要するに政府間でそもそも相手国の原発導入の意向確認とか、そのときの支援のあり方だとか、そういう枠組みを決める議論は経済産業省が行ったり、人材育成あるいは基盤整備、例えば原賠法、原子力損害の賠償に関する法律の制度の導入支援をしたりとか、人材育成したりでございます。こういったものの折衝、交渉をしたりとか、条件面でどういう条件が整えば日本の事業者を決めてもいいという話も政府同士で行います。

外務省と相手国政府の間では、原発輸出の場合には当然原子力協定が必要になってくるわけですが、その交渉、運用に係る協議などを行うということでございます。

文科省初め各省におかれては、各省の所掌に係る人材育成、基盤整備の支援ということを相手国政府の間で行うということでございます。

原子力委員会におかれては、むしろ、こういう個別の原子力の推進の役所でもない立場から、日本の原子力政策はどうなっているのか、あるいは日本において原子力の議論がどんなことで進展しているのか、その状況などについて相手国政府に提供し、言ってみれば売り込みの人でない人から、原子力の状況がどうなっているのかを相手国政府にとってみれば聴取する役割を果たしてくれるということでございます。

もちろん事業者に対しては、政府系の金融機関、JBICとかNEXIからの金融支援がございますし、経済産業省、外務省、文科省のインフラ輸出については、経済協力インフラ会議というのが内閣にありまして、ここから基本方針が提示されているということになってございます。

資料 2－2、8月20日に我々から原子力委員会ないしその後継組織に期待する役割ということでこの場で御説明させていただいたわけですが、その考え方をもう少しブレイクダウンしてお持ちしたということでございます。

第1点目は、1ページに原子力利用が平和的なものに限定されることの確認が一つ。

我が国の原子力政策の全体像とあわせて、技術的、科学的な視点から国内外に発信する機能だということを申し上げました。

最初のところでございますけれども、平和利用のところは、原子力利用というのは研究開発から発電まで多岐にわたるのですけれども、原業を持たない独立した立場の組織が平和利用の実態を確認して、国内外に説明するということが不可欠な機能なのだろうと思っております。

2点目の発信機能のところでございます。世界の政策担当者とか国内外の専門家に対して、継続して人脈もお互い人と人との間で信頼関係がある中で、きちっと技術的・科学的な視点から情報発信を行って、あるいは国内外からの照会の受け手になるという機能が極めて大事だろうと思っております。

これは言ってみれば専門的、長期的に携わっている方でないと人脈もできないし、あるいは海外からの信頼性も獲得できないということで、専門性をお持ちの原子力委員会でなければなかなか担うことは難しいかなということだと思っております。これはもちろん役所の人事のローテーションに起因するところも大きいのだとは思いますが、そういうことだと思っております。

そのためにどうしたらいいのかということでございますけれども、それが2ページでございます。原子力委員会が役割を果たすためには、以下の2点について必要だろうと思っております。

一つは、研究開発から発電まで、多岐にわたる原子力の平和利用を一元的に独立の立場から確認する機能が必要。

もう一つは、技術的・科学的視点から長期的に専門家の理解・協力を得る機能が必要なのだろうということで思っております。実効性を確保するために、一つは、最初の点については、原子炉等規制法に基づく核物質防護だとか保障措置によって得られる情報がきちっと原子力委員会に提供されて、それを活用することができるようにすることが大事。

②については、きちっと各省庁に対して原子力政策、先ほどの輸出などもそうですけれども、そういう事項の報告、資料提出、説明を求めていくことができるという機能、権能を持たせるべきだろうと思っております。

2点目、3ページでございます。超長期かつ省庁横断的な議論です。これは放射性廃棄物の最終処分のあり方とかそういうことですが、こういうものについて方向性を検討、助言する機能が必要だろうと思っております。

これは原子力委員会が各廃棄物の性状に応じまして、要は技術的に実現可能な処分方法を評価、提示して、それで実施官庁あるいは規制機関において具体的な制度措置をすることが必要なだろうと思っております。

ウラン廃棄物、こうしたものは事業化に向けた具体的な仕様が明確になっていないということもございまして、こういうところも方向づけをしていく必要があります。

高レベル放射性廃棄物については、今後の知見の進展を踏まえて、その方向性を柔軟に見直していくことが必要だということで、地層処分で今こうと思っているわけですが、将来的に代替策があるのであればそれに転換をしていくというようなことも必要だということだと思っております。その際には、公正中立な第三者的組織が科学的・技術的に評価して進むということが必要なだろうと思っております。

今後のあり方については、廃棄物処分を進めていく上では、やはり安全性・技術的信頼性についての国民の信頼が不可欠なので、そういう意味では、中立的第三者的な組織がやっていくことが大事なかなと思っております。

4ページ、まず具体的な評価事項ということですが、一つやらなければいけないのは、地層処分について、日本学術会議からそもそも安全なのか、そういう技術的信頼性について疑義が呈されているということがございますけれども、これについてきちっと評価をし、もちろん実施主体たるNUMOというところは総合的な安全説明をするのですが、これに対するきちとした評価を加えることが必要だろうと思っております。

処分方策の妥当性についての評価ということですが、ほかにもいろいろ手法があり得

ます。これは後で時間があるときにご覧らんいただければと思いますけれども、5 ページ目に代表的な処分方法を幾つか書いてございますが、今、考えているよりも相当深いところに処分したりとか、海底のさらに下に貯蔵するとか、そういう処分方法が提示されたりしているわけですけれども、これについてどれがいいのかということについて、もちろん技術的あるいは国際的な議論が進展した暁には、その処分方策、どれがいいのかということについて評価するという機能が考えられます。

もう一つは、実際、国内で立地選定を進めていくわけですが、これは文献調査、概要調査、詳細調査と進んでいくわけですが、その都度、文献調査でこういうところがいいということに議論がなったときに、第三者的な立場から、そこが適切なのかどうかという評価を加えるという機能が考えられるだろうと思っております。

あとは参考ですので、時間の関係で割愛させていただきます。

以上でございます。

○森田座長　ありがとうございます。

ただいまの御説明ですけれども、議論ではなくて何か事実確認等ございましたら、御発言をお願いいたします。

吉岡委員、どうぞ。

○吉岡委員　ありがとうございます。1 点だけなのですが、2 ページ目で原子力の平和利用を一元的に独立した立場から確認する機能というのは、私のメモにも似たようなことが書いてあるのですが、前回も言ったと思うのですが、国内的な確認もさることながら、国際的な確認が貿易とか共同研究計画をやるとか、そういう場合には非常に重要になってくるのですが、そういうものの確認というのは一体具体的にどういうことを意味するのでしょうか。外務省の専管事項のような気がしますけれども、それとの関係です。

○森田座長　経済産業省、お願いいたします。

○畠山原子力政策課長　国際共同研究などを原子力の分野でやるときのことですか。

○吉岡委員　軍事転用可能な物質を移転するとか、そういうことがあると思うのですが、そういう場合もチェックしなければ日本の技術が日本では平和利用に使われたけれども、ほかの国、全体的に見ればそうとも言えないというようなこともあり得ると思うのです。

○石井参事官　むしろ御回答いただきたいのは、今の御質問ですと、二国間協力の中で平和利用についてどのような縛りをかけているのかということと、多分それを前提とした上で、輸出入というか輸出の手続などが経産省でやられているのではないかと思いますので、そのあたりを御説明いただければと思いますが、いかがでしょうか。

○畠山原子力政策課長　現在は、外為法に基づいて当然審査しております。したがって、先ほどこれから求められる役割という中で、各省庁からそうしたことの情報も含めてきちっと提供されることが大事だと申し上げましたけれども、どういうものを輸出の承認にして実際運用しているのかということについても、原子力委員会あるいは後継組織に提供しつつ、彼らの意見を求めていくということになっていくのではないかと想定されます。

○森田座長　外務省、どうぞ。

○羽鳥不拡散・科学原子力課長　外務省でございます。

今のお話は、輸出するときの管理ということだと思いますので、向こうに移ったもの、技術であるとか、機微技術であるとかが軍事転用されないようにするにはどうしたらいいかということでございまして、それは先ほどの御説明の中にもありましたが、こういう協力をするときには、別に原発を輸出するとかそういうことに限らず、技術関係のものを外国に提供する前提として二国間の原子力協力協定をつくりまして、そこでこういう範囲のものについては相手国に移した後で、受け取った国は平和利用、例えば第3国に移転しないとか、それをもとに核兵器をつくってはいけないということを協定上の義務として相手にお約束していただく。必要に応じては、移ったものについて、その後、どういう管理をしているかということについてレポートを出していただくなどの枠組みで規制というか平和利用を確保するということをやっているところでございます。

○森田座長 よろしいですね。

城山委員、どうぞ。

○城山委員 2点ですが、1ページ目の原業を持たない独立した立場の原業とは何でしょうかというのが質問の1つ目です。

2つ目は、3ページ、4ページで大きな意味では助言機能の中で例示として放射性廃棄物の最終処分をかなり具体的に述べられているのですが、ここに入ってくるのは、これに限定されるのか、もう少し幅広いのか。例えばこれは吉岡委員のメモでいうと、後始末機能にかかわるのかもしれませんが、廃炉をどうするかとか、より短期的に言うと、仮にあったとしたときに今の汚染水問題とか、あれも経産省のmatterであると同時に、多分記憶が正しければ関係閣僚会議とかやっているわけなので、ある意味では政府内の話でもあり得る。そういったものも含めて、こういう助言機能が考えられるのか、その2点をお伺いできればと思います。

○森田座長 お願いいたします。

○畠山原子力政策課長 原業を持たないというのは、例えば経産省のように、原子力の推進の立場から輸出について携わったり、一定の立場を持って政策を遂行するということがないという意味でございまして。実際、原業というのは言葉が過ぎているかもしれませんが、そういう意味で使っているつもりでございまして。

3ページ、4ページは確かに放射性廃棄物の最終処分に限られないと思っております。それが通常炉の廃炉について、今は完全に事業者がやることになっているわけですが、これについてどこまで助言機能を果たしていくことが大事なのかというところは、なお議論があるかと思っております。より長期的な課題、方向性をちゃんと決めていかなければいけない課題については、当然対象にし得ると思っております。

汚染水の話は、技術的に方向性を決めていかなければいけないというところで原子力委員会の関与が必要ということ、これは議論すべきことかもしれません。むしろどちらかというと、第三者的な立場から、先ほど別のところで申し上げましたけれども、中立的に発信していくところの機能は十分果たしていただく必要があるのではないかと考えております。

○森田座長 ほかによろしいですか。

それでは、次に文部科学省、お願いいたします。

○増子原子力課長 それでは、資料3に基づきまして御説明いたします。

文科省から、原子力委員会あるいは後継組織に期待することとして3点ほど挙げさせていただいております。

1点目は、原子力利用に関する政策に関することでございます。これまで御案内のとおり、原子力長期計画とか原子力政策大綱でまとめられていたような原子力政策に関する基本的な方針の取りまとめについてということですが、まずエネルギーや電源としての原子力に関しましては、経産省のエネルギー基本計画で議論されるものでございますが、例えばプルトニウムの平和利用を含めた核不拡散の話、人材育成、原子力の基礎基盤研究、こういうものはなかなかエネルギーの基本計画のみでは包含できない論点だと考えております。また、先ほどお話があったような高レベルの廃棄物の処分あるいはFBRサイクルのような長期的な課題については何らかの形で方針を示していただき続けることが必要ではないか。

具体的に高速増殖炉サイクルにつきましては、位置付けを含めてプルトニウムの平和利用の観点から全体を俯瞰した上での個別議論は、やはり必要であって、そのような原子力政策の観点からの議論が必要ではないか。特にもんじゅを含めた高速増殖炉サイクルを引き続き推進するということになった場合に、将来の実証炉をどうするか、あるいは第二再処理工場をどうするかとか、そういう研究開発から実用化に向けた取り組みの方針について深掘りした議論も必要になってくると考えております。

2つ目に放射性廃棄物の処理処分の問題ですが、高レベル放射性廃棄物の処分の話につきましては話が出ておりますが、文科省においても、原子力機構が実施主体として全国で発生するRI等の研究施設から発生する廃棄物の最終処分を担当しているということでございますが、こういう事業は当然長期性がありますし、社会的な合意が不可欠だということでございますので、中立公正な立場での議論が必要になってくると考えております。

3つ目が基礎基盤研究あるいはそれを支える人材育成ということでございますが、いろいろな施設を使って基礎基盤研究は行われておりますが、こういう分野は原子力のみならず幅広い分野に貢献するものでありますし、当然、原子力分野の人材育成を進めるに当たっても極めて重要な課題となっております。当然、人材育成については、大学のみならず産業界含めた産学官が一体となった取組が必要になってくる、そういう議論が必要になってくるということでございます。

先ほど経産省から、原子力発電の国際展開の話がありましたが、当然、輸出する相手国の原子力の技術基盤を向上させる、そういう支援も必要になりますし、人材育成も協力していくことがますます重要になってくるということでございますので、グローバルな視点を含めた議論の場も必要になってくると考えております。

2ページ目、2つ目の論点でございますが、原子力の統計調査、要は白書ということでございます。原子力についても、各省庁が作成している個々の白書、例えば文科省でありますと文部科学白書あるいは科学技術白書、経産省だとエネルギー白書、こういうところで原子力についての記述が当然あるわけですが、原子力という特殊性から考えると、網羅的あるいは一元的に情報発信する、そういうものも必要ではないかということで、一定の意味があるのではないかと考えております。

3つ目に、原子力利用に関する重要事項でございます。これは文科省に関するものとしまし

ては、原子力機構の中期目標を定める際に原子力委員会の意見を聞くとか、そういう法令上の規定がございますが、あえてここで提起させていただきたいのは、原子力損害賠償ということでございます。

原子力委員会の場合は、原子力損害が生じた場合に、損害の処理全般について、政府全体の対応を見通す立場から意見書を提出することが原賠法の第19条第2項でできることになっております。今後の福島第一原発事故の原子力損害の処理全般につきましても、政府全体の対応を見通す立場から、何らかの検証が必要になってくるということ。これまで原賠法の改正に当たっては、原子力委員会に審議していただいた後、原子力委員会の決定を経て国会に提出されているという経緯がございます。ただ、前回の改定時におきましては、特に賠償措置額の引き上げがこれまで大きな論点になっておりましたので、原子力委員会側からの依頼で、文科省のほうで作業部会を設置して原子力委員会に報告したということもございます。

ただし、原子力損害賠償支援機構法の制定時に国の責任のあり方、あるいは原子力事業者の責任のあり方など、いろんな論点を踏まえた抜本的な見直しの検討が求められているということもございます。これは当然事業者あるいは原子力の所管官庁から離れた中立的な立場の組織において、例えば原子力事業体制のあり方を含めた原子力政策のあり方、あるいは現在の福島でも色々な賠償の措置がされているわけですが、そういう進捗の全体も踏まえた総合的な見地から検討して制度の信頼性を確保していくということが極めて重要になっておりますので、原子力委員会あるいは後継の組織でしっかりと議論していただくということが必要ではないかと考えております。

文科省からは以上でございます。

○森田座長　ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明について御質問がございましたら、どうぞ。

よろしいでしょうか。

それでは、次に内閣府、お願いいたします。

○板倉参事官　前回、原子力白書と他の白書の重複があるのではないかという御議論があました。今、文科省からの御説明にありましたが、関連する白書としましては、エネルギー白書、科学技術白書、原子力安全白書がございますので、それらの目次ベースで内容を比較することで資料を作成したのが資料4－1でございます。

エネルギー白書、科学技術白書につきましては、原子力と題した章立てはございませんで、そういったものを含む章がエネルギー白書の場合には2ページ目、下のほうにアンダーラインを引いてございますが、「第2節 原子力の安全の確保と安心の醸成」という項がございます。それに加えて第3節、気候変動のところでも原子力発電利用に関する国際的な枠組みへの協力という項がございます。また、科学技術白書につきましては、原子力という名がついた章はございませんで、エネルギー分野の中に原子力の記述が若干あるということでもあります。

5ページ以降は、それらの中で特にもんじゅについてはどれも詳細な記述がございますので、そこを抜粋しまして比較したものでございます。内容についての説明は割愛させていただきますが、2010年当時、もんじゅについていろいろな動きがございまして、それにつきまして4つの白書について記載があるということでございます。

説明は以上でございます。

○森田座長　ありがとうございました。

ただいまの御説明についてはいかがでしょうか。

それでは、前回の議題の続きになりますけれども、平和利用の担保に関して内閣府原子力規制庁から資料が提出されておりますので、それについて続けて御説明をお願いいたします。

○板倉参事官　お手元、資料４－２でございますが、プルトニウム関係データ取りまとめの流れと題したポンチ絵１枚でございます。

原子力委員会が関与しております作業としましては、赤い矢印で書いてあるものと、プルトニウム利用計画の公表でございますが、これは下のほうから矢印が上がってきておりますように、事業者から各種の情報が公表される。これを踏まえて利用目的妥当性を確認するという流れでございます。

事業者が提出データは大きく分けて４つのカテゴリーがございますが、海外保管量、国内施設計量管理データ、運転計画使用計画のうちの既に許可を得ているもの、既に認可を得ているものの施設の情報、さらには未許可・未認可の施設についての将来の計画でございますが、そのうちの海外保管量、運転計画、将来の計画、この３つのデータが公表されるものでございまして、これをもとに妥当性の確認を行っております。

また、青い矢印でございますが、プルトニウム管理状況の報告につきましては、現在、プルトニウムがどれだけあるかという在庫量についての情報でございます。これにつきましては、一部は原子力規制委員会を通じてデータ提供される保障措置関連のデータ。これは国内施設の計量管理データが右のほうに矢印が出ておりまして、それが原子力政策担当室に提供されるという流れでございますが、これに合わせて、事業者から直接海外保管量のデータを提示を受けて入手いたしまして、これらとあわせて我が国全体で保有しているプルトニウム量を公表しているものでございます。

説明は以上でございます。

○森田座長　続けてどうぞ。

○細川企画調査官　原子力規制庁でございます。

資料５に基づいて御説明させていただきます。

ただいまの内閣府からの御説明と少しかぶる部分がございますが、主に左側は、今、御説明ありましたように、原子力委員会で取りまとめておられる国際プルトニウム指針に基づく利用計画の公表の流れになっております。

原子力規制委員会としては、主に３つほど関連する取り組みはありと考えておりまして、保障措置の部分については、左側のように事業者から上がってくる計量管理報告、活動状況の報告の中で、国内に保管中のプルトニウムの量について委員会に情報提供しているという状況でございます。

なお、その上に公表という形で書いてございますけれども、原子力規制委員会でも活動、取り組みの情報公開を高めるという観点から、我が国における保障措置活動の実施結果ということで取り組みを公表しているところでございます。後ろに別添１ということで公表しているそのもののをつけさせていただきましたけれども、IAEAの措置声明の公表の内容ですとか、我が

国の計量管理あるいは我が国で保有している核燃料物資の量ですとか、そういったものについて公表しているということでございます。

最初に戻っていただきまして、核物質防護についても、国際的な取り決めに基づく取り組みということで、原子炉等規制法に基づいて取り組みを進めておりますけれども、これについても同様に、自主的な取り組みということで法律に基づく公表という義務ではございませんけれども、核物質防護対策の取り組み状況ということで公表しているところでございます。その資料については、お手元の資料の最後に別添2ということでつけさせていただいております。こういった形で実施した件数というぐらいで情報を公表しているところでございます。

一番右側の設置許可の部分についてですけれども、これも原子炉等規制法に基づいて原子炉や貯蔵施設を設置するときに、許可に係るときには許可基準の中に平和目的以外に利用されるおそれがないことということが基準になってございますので、その分を書類審査の中で確認している。具体的に何を確認しているかといいますと、事業の目的ですとか、使用済燃料をどういように処分していくか、そういったところについて確認した上で、その点については、原子力委員会への意見聴取の規定がございまして、諮問して答申いただいて許可するという手続になっているところでございます。

説明は以上でございます。

○森田座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御報告につきまして、委員の皆様から御質問を伺いたいと思います。

城山委員、どうぞ。

○城山委員 この資料4-2と5を対比したときに、一つのポイントは、プルトニウムの海外保有量と海外保管量というのが原子力規制委員会にルーティンでいくものではないということが多分書かれているのだと思うのです。他方、原子力委員会には行きます。そのときに一つ確認したいのは、原子力委員会に行く根拠ですが、資料4-2だと公表したものを報告するというのが赤のラインであって、もう一つは提示という言い方をしていますが、必ずしも法的根拠に基づくものというか、何らかの決定とかあるのかもしれませんが、いわゆる法律に基づいてやるのとは若干違うのかなと思いますので確認したいということが一つです。

もう一つ、規制委員会の資料5の一番右側ですけれども、原子炉の平和目的を確認するときに、使用済燃料の処分の方法を確認するといったときに、何をどこまで確認するのか。例えば使用済燃料をそのままサイクルしてプルスーマルに使うだとか、あるいは海外でやるということを計画することも当然あるのだとすると、そこも含めて確認するということになるのか。そうすると、一番左端は全く規制委員会から入っていないのですけれども、ある部分に入ることもあり得るのではないか。そういう意味で、平和目的の確認を使用済燃料については一体何をどこまでやっているのかというのを教えていただきたいというのが2点です。

○森田座長 お願いいたします。

○板倉参事官 まず、内閣府からお答えいたします。

海外保管量については、事業者から提示を受けるということがございます。これは特に法的な根拠があるということではなくて、依頼を行って、それで情報を入手するというところでございます。

○細川企画調査官 2点目に御質問いただいた点については、具体的な処分の方法までは書類には実際は書かれておりませんで、海外に例えば移転して処理をするというようなことの方針だけが書かれております。それについては、例えば海外で処理する際には政府の承認を受けるということを申請書類の中に明記してあることをもってここの分を確認しているということでございます。

○石井参事官 今、御説明があったのは、ハードファイルにございます第4回の資料の資料2-2がございます。内閣府の資料、通しページでいいますと5~6ページに東京電力の東通発電所の申請書が別添2-2として掲載されております。その6ページのほうに使用済燃料の処分の方法が書いてございまして、この中で、海外において再処理を行う場合は、これによって得られるプルトニウムは国内に持ち帰ることとする。また、再処理によって得られるプルトニウムを海外に移転しようとするときには政府の承認を受けることとするという記述がある。この点でよろしゅうございますか。

○細川企画調査官 そのとおりでございます。

○森田座長 城山委員、よろしいですか。

○城山委員 はい。

○森田座長 では、小幡委員、どうぞ。

○小幡委員 今の城山委員と同様のことを伺いたいと思っていたのですが、内閣府の公表・報告というところは、依頼をして、法律上義務づけられていないけれども、事業者に依頼して回答を受けてそれを報告するということですが、基本的には、例えば原子力規制委員会であれば国内査察とか、本当にそうなのかと、事業者に対してそれを明確に担保するという手段を持っているわけですが、原子力委員会のほうでは、数字を聞いて、それをただまとめて世の中に、国際社会も含めて発表するということになるのですか。みずから何かそれを実証的に調査することはないのですか。

○板倉参事官 2つありまして、今、小幡先生がおっしゃったのは赤いほうの矢印かと思えます。これは事業者が自主的に公表いたします。大もとの考え方は、原子力委員会が定めました考え方、事業者はプルトニウムを分離する前には毎年利用計画について公表し、それについて原子力委員会は確認するという考えがあるのですが、それは原子力委員会として決定して事業者に対して示している。それを踏まえて自主的にその決定に従ってということになるのでしょうか、事業者がこれらの赤い矢印で書いたようなデータを自主的に公表いたします。その上で妥当性を確認する、原子力委員会が見解を出すという流れが一つでございます。

青いほうは、利用目的というよりも、現在どれだけあるかという在庫量ですが、原子力事業者が国内に所有している核燃料物質の量につきましては、原子力規制委員会の実施しております計量管理でデータが法的に入手されまして、そのデータを原子力規制委員会から提供を受ける。資料4-2の右から左に向かって、規制委員会から青い矢印が出ておりますけれども、これが規制委員会から提供を受けるデータでございます。これは規制委員会に対してデータ提供願ひ、依頼をして規制委員会からデータが届く。それに加えて、事業者が海外に持っている核燃料物質の上方につきましては、規制委員会として法的に入手する形になっておりませんので、事業者に対して、原子力委員会の事務局たる原子力政策担当室がお願いしまして提示を受ける。

それを合算した数値を公表していくということになっております。

○小幡委員 そうすると、海外保管量の青い提示の中には、原子力規制委員会がかかわっていないものもある、2つですか。

○板倉参事官 かかわっておりません。

○小幡委員 わかりました。

○森田座長 よろしいですか。

ほかに。吉岡委員、どうぞ。

○吉岡委員 1点だけ、資料5ですけれども、保障措置とか核物質防護というのは、技術の進歩に応じてやり方、手法が変わってくるものだと思いますけれども、その場合の具体的な手法のガイドラインとかルールみたいなものを規制委員会がつくるのだろうか。もしつくるとすれば、その矢印もあつたほうがいいのではないかという質問です。

○細川企画調査官 御指摘のとおりでございまして、国際的な動向ですとか、例えば今、核物質防護も核セキュリティという形で少し範囲を広げて国際的に取り組むことになってございます。ですので、そういったやり方、国内のルールについて、日々研究もしておりますし、核物質防護については核セキュリティ検討会を核原子力規制委員会の中に設けまして、その中で今後の取り組みの進め方について検討を進めているところでございます。

○森田座長 よろしいですか。

ほかにいかがでしょうか。

佐藤委員、どうぞ。

○佐藤委員 今お話を伺っていて、プルトニウムの国内にある分は規制委員会の管理のもとで一応きちっとわかる。ただ、これも法律に基づいているものなのか。もう一つ、海外は規制委員会の管理が行き届かないとすると、法的には政府に対する、あるいは公的機関に対する報告義務は本来ない、それは一番心配な話です。外国に対して、日本はプルトニウムをちゃんと管理していますと言って、国内的に法的にきちっとしている報告義務すらないというのは非常に問題にしようと思えばあれだけでも、それは心配なので事実関係をきちっとして、意見は後でいいとして、事実関係だけ教えてください。

○板倉参事官 国内にある核燃料物質の量につきましては、原子炉等規制法に基づきまして、先ほど来保障措置と言っておりますけれども、計量管理のデータをことしの3月までは文部科学省が担当しておりまして、ことしの4月から規制委員会が担当になりますけれども、保障措置という枠組みの中で法律に基づいてございます。原子炉等規制法でございます。

他方、海外につきましては、在庫量そのものの情報を法的に入手するという枠組みはございませんが、先ほど外務省さんからもお話がありましたように、海外に移転したものについては二国間協定の枠の中で一定の制約、規制がかかっていると理解してございます。

○佐藤委員 法律としてきちんとしていないということですね。

○細川企画調査官 そうですね。国内の法律の中では、原子炉等規制法の中で担保しているわけでございます。一方、海外にある部分については、海外がまた同様にIAEAとの協定に基づいて保障措置を受けることになってございますので、その中で管理をされているということでございます。

ページを打っていませんが、お手元の資料5の後ろから2枚目をごらんいただきたいのですが、例えば我が国でいえば供給当事国別というところで、我が国の中にあるものの中で海外から持ってこられたものについては管理をきちっとこういう形で把握し、管理をしているところでございます。これが同様に海外のほうでもあるということです。それによって適切に把握、計量管理されているということでございます。

○森田座長 佐藤委員、よろしいですか。

○佐藤委員 はい。

○森田座長 どうぞ。

○石井参事官 確認をさせていただきたいのですが、2つございまして、1つ目は、プルトニウムは今海外、国内の別はありましたけれども、現状では海外にある保管量については、規制委員会だけでは把握する形になっていないということの確認。したがって、それをやるとすれば、別な手段をやらないと確認できないということでもいいかどうか。

もう一点は、プルトニウム利用計画について、規制委員会から特に言及はなかったのですが、内閣府の資料の中では運転計画、使用計画等を既許可・認可施設で届け出がいくという形になっていて、未許可・認可施設というものについては規制委員会のほうにいかないと言っていますけれども、プルトニウム利用計画について透明性の確保という観点で取りまとめようとした場合、規制委員会では今の法令ではできないということではよろしいのかどうか、その確認を規制委員会のほうでお願いしたいと思います。

○細川企画調査官 1点目については御指摘のとおりでございます。海外の保管量については、これを把握する公的な仕組みが今我が国の法律の中でございませぬ。御指摘のあった資料4-2の中の運転計画、使用計画というところでございますが、実はこれは原子炉等規制法に基づいて許可を受けた施設、例えば原子炉であれば運転計画、許可を受けた者は原子力規制委員会のほうに届け出をするという義務が課せられております。ですので、各施設の運転計画あるいは核燃料物質の使用計画については、原子力規制委員会としては届け出をもって把握しているところでございます。ですので、根拠としては原子炉等規制法に根拠がある。

一方、未許可認可施設に係る将来の計画については何ら原子炉等規制法に基づく法的な根拠はございませぬので、原子力規制委員会としては、その点については把握するすべがないというところでございます。

○石井参事官 もう一点確認ですが、未許可・認可施設というのは、既に許可を得ていて、それでもなおプルトニウムを使うという、要はMOX燃料を使うという変更していないという施設も含まれるという理解でよろしいのでしょうか。既に設置許可を受けている施設がほとんどで、これからプルトニウムを使うという場合のものは、既存の運転計画では、そういったものは出てこないという理解でよろしいのでしょうか。

○細川企画調査官 そのとおりです。

○森田座長 よろしいですか。ほかにいかがですか。

それでは、ただいまの議論を踏まえてですけれども、この業務に関しては、原子力委員会の後継機関が担っていくという方向性についてはよろしいでしょうか。

どうぞ。

○城山委員 どの業務ですか。

○森田座長 今のは、平和利用です。前回の続きになって議論してきた今の平和利用に関する
こと。

○城山委員 多分小幡委員が言われたことも絡むと思うのですが、海外における管理量
などは、あくまでも今はお願いベースで出てきているのでチェックするすべがないわけですね。
だから、逆に言うと本当はそういうのを法律上の根拠を持って、ちゃんとそこも確認するもの
を持つべきかどうかという論点があるのと、持つべきだとすると、それはどこが持つべきかとい
うときに、それは原子力委員会の後継組織ですかということ、規制委員会でもいいのではない
か。最初に経産省にお伺いした原業とは何ですかとも絡んでいて、振興組織は明らかに原業で
しょうと。ただし、独立性のある規制機関としてできている規制委員会というのは、少なくと
もセーフガードのオペレーショナルな話は責任を持ってやっているの、そこが場合によって
は法律上の根拠を持ってプルトニウムの外にある量なりをきちっと把握するということは、そ
れはそれで制度設計としてはあり得るので、今のままが平和目的の担保のためにいいかどうか
というのは若干議論の余地があるのではないかと思います。

○森田座長 今の点について、規制庁、何かコメントはありますか。

○細川企画調査官 そこは規制のあり方の部分の御議論でございますので、また別の形で御議
論いただく場が必要かなと思います。

○森田座長 今のところは、プラスアルファの法的な根拠をどうするかという話と、少なくと
も既存の部分についても、これはどうするかというのと、組織の問題と絡む。

○城山委員 ただ、既存の部分はあくまでもお願いベースだとすると、別に規制委員会がお願
いベースでいっても何も悪くはないですね。原子力委員会決定に基づいてお願いしているのだ
と思いますが、規制委員会がセーフガードという任務を少なくとも今回文科省から持ってきた
わけなので、そういう大方針に基づいてこういうものもまだ法律はないけれども、出してくだ
さいという形で規制委員会がそれをやることは何ら問題がないのではないかと思います。

○森田座長 わかりました。ここでこの議論を余り深入りすると時間的余裕がないので、後で
申し上げようと思っておりましたが、少しこの役割、機能の議論を踏まえて、組織のあ
り方もどういう方向性を打ち出すかということについては、城山委員、増田委員に少し検討し
ていただくということになっておりますので、その段階で城山委員に少し整理していただけれ
ばと思います。

それでは、続きまして、所掌事務ごとの議論、これまでは前回の積み残しで、ほぼ本日の半
分の時間が過ぎましたが、残りの所掌事務について御検討いただきたいと思います。

原子力利用に関する政策に関することですが、そのうちの基本政策方針の策定につ
きまして、内閣府からお願いいたします。

○板倉参事官 それでは、お手元の資料6-1-1、6-1-2、6-1-3を用いまして御
説明申し上げます。

まず、原子力委員会でございますが、おおむね5年ごとに長期計画を策定していることは既
に御説明申し上げました。2001年の省庁再編後、科学技術基本計画、エネルギー基本計画が法
律で策定が義務づけられておりますが、それらが閣議決定される中、原子力委員会は内閣府に

属することになったということで、原子力委員会では、原子力利用に関する施策の基本的考え方を明らかにし、各省庁における施策の企画推進のための指針を示すとともに、地方公共団体事業者は国民各層に対する期待を示すとの位置づけで、2005年に長期計画ではなく政策大綱を策定し、閣議決定により政府に尊重義務を課しております。

大綱策定のプロセスは資料6-1-2の流れ図のポンチ絵に示しているとおりでございます。

さらに資料6-1-3には、今、申しました科学技術基本計画、エネルギー基本計画との関係をそれぞれの目次を比較することで示しております。科学技術基本計画、左側に記載してございますが、この計画本体には原子力分野の記載はございませんが、基本計画のもとに策定される分野別推進戦略において原子力分野の記載がございます。これにつきましては、6-1-3の4ページに同じように目次ベースで併記してございます。

この2005年に策定しました政策大綱におきましては、国の原子力政策の方針を策定し、これに基づいて原子力関連施策を各省に推進しておりますが、そのフォローアップをするということ、さらにはその次の大綱策定に向けてPDCAサイクルを回すという観点から、これも6-1-2の資料に書きましたように、各種の評価を実施しております。

具体的には、6-1-1の3～77ページまで分厚いものを添付してございますが、これはそれぞれの分野ごとに評価を実施した評価報告書の目次、さらには評価に参画された委員の方々のリストなどを添付したものでございます。

具体的には、安全確保に関する基本的考え方の妥当性、さらには平和利用の担保、地域社会との共生等といういろんな分野について、それぞれ2006年、2007年、2008年、2009年、2010年と評価を実施して、新たな大綱をつくるための準備をしたところで、政策大綱策定そのものは中断してございますが、このような評価を実施したわけでございます。

また、原子力政策の基本的施策、方針としましては、今、言いましたように政策大綱策定を中止しましたが、その代替手段としまして、2012年、昨年に原子力委員会の本会議で幾つかの見解を策定しまして、それを取りまとめてございます。この見解につきましては、通しページの85ページ以降、5つの見解を添付してございます。

また、その見解を策定するに先立ちますが、核燃料サイクル選択の選択肢につきましても検討を行いました。これは同じく2012年、昨年の夏でございますが、原子力発電核燃料サイクル技術等検討小委員会という場を設けまして、サイクルのコスト分析などの検討を行いまして、その検討結果を踏まえてサイクルの選択肢を提示することを行っております。

このような基本的な方針を示す中で、課題としましては、資料6-1-1の2ページに示してございますが、昨年の有識者会議指摘としまして、全体的な政策は少なくとも当面は内閣直轄の組織が担当する。平和利用の担保、バックエンド政策等の企画立案等については、原子力委員会または後継組織が担当することが適当と考えられる。

また、近藤委員長のほうからは、エネルギー環境政策や科学技術政策が内閣の主要な課題となり、原子力政策の一部がその一部に位置づけられるようになっている現実を踏まえれば、その部分の原子力政策の企画推進はそうした政策の企画推進を担務する国務大臣を長とする行政機関が担うことが原子力が当該政策の構成要素であることの政治的認識と、その推進に係る政治認識を明らかにする観点からも望ましいのではと考えるとの見解が示されています。

同じく近藤委員長からは、政策の評価に関して、行政機関の取り組みに関する外部評価のつもりで行ってきたが、原子力政策大綱を定めた組織が行っているのは自己評価と見られ批判されるとの指摘が寄せられております。

エネルギー基本計画、科学技術基本計画との関係については、冒頭述べた整理が現時点ではなされていると考えておりますが、重要なポイントでありまして、改めて検討ないしはその確認が必要であると考えてございます。

事務局体制につきましても、第2回会議で議論戴いたように、大綱作成を行うためには、大幅な強化が必要であると考えております。

事務局からの説明は以上でございます。

○森田座長 ありがとうございます。

それでは、この点について御意見をお聞きしたいと思います、いかがでしょうか。

吉岡委員、どうぞ。

○吉岡委員 ありがとうございます。今、3つの基本計画的なものが挙げられたのですけれども、私の考えでは、国家統制時代の民間も拘束するような、あるいは事実上束縛するような国家計画というのは時代にそぐわないと思っているのですけれども、どうも科学技術基本計画というのは第3期に関しては、細かい分野別に何年に何をするとまで何百項目について書いたような、まさに5カ年計画、ソビエト型5カ年計画みたいなものが出てきて私は唖然としたのです。あるいはエネルギー基本計画もかなり民間についても踏み込んでいるというようなことで、こういう基本計画はいかがなものかと思ってきたわけですが、その一方で、原子力基本法というのは古いタイプの基本法で、基本計画と連動しないような形であったために政策大綱ということにランクを落としたのだと認識しております。むしろ新しく出てきた基本計画のほうが突っ込み過ぎというような認識を持っておりますので、そちらの議論はここで取り上げるべきではないと思います。埒外だと思いますけれども、何のためにどのような性質の計画をつくるのかというようなことに関しては、割合、現代的な常識に照らしまして、余り自分の組織だけについて述べるのは、ほかのエネルギー基本計画は政府だけについて述べるというようなことが必要だと思っています。

とりあえず意見です。

○森田座長 ありがとうございます。

寺島委員、どうぞ。

○寺島委員 簡単に発言させていただきます。私も実はIAEA、IEA、中東での中東協力会議に出て、ちょうど先週金曜日に帰ってきたところです。その間ずっと、原子力委員会は日本にとってどうあるべきだろうかということを心に置きながらいろいろな人と議論してみたわけです。整理すると、3.11が起こった、それへの対応ということで、死に物狂いでやる中、原子力規制システムを変えた、新しい規制委員会みたいなものができた。そういう中で、例えばまず福島収束という中では、政府の役割が必要だということで、政府の金を突っ込んででも汚染水だ云々というところに踏み込まざるを得なくなった。

再稼働についても、政府の判断が大きく問われるところは政治的な意味です。廃炉について、核燃料サイクルについて、一段と政治及び政府の役割が大事になっている局面において、内閣

府が原子力の総合政策に関して適切な判断を持たなければいけない。そのための実際問題として専門性の高い知識に裏づけられた体制が不可欠になってきているという認識が基本的には非常に重要だと思うのです。

もう一点目の物すごく基本認識として深めていきたいことは、改めて言うまでもないことですけれども、平和利用の原子炉というものと、核の管理、不拡散の管理ということはシャム双生児のように裏表になって国際社会の中ではリンクしているわけで、日本人は平和利用のところだけに向き合っているから余り核管理について鈍感になっていますけれども、やはりこのリンケージが総合政策として必要なのだという認識が物すごく重要だと思うのです。

したがって、3つ目のポイントですけれども、日本国として、今回本当によく感じたのですけれども、IAEAに対して責任を持って向き合う体制、IAEAを主導したり引っ張っていただけるの実力と権限とを持って参画しているような体制になっているかというところが非常に重要だと思っていて、今後、ますますIAEAに向き合っていかなければいけないということになれば、私は公正中立な第三者機関的なイメージでの原子力委員会というものから、内閣を支える行政機関としてのある種のそういう性格にした原子力委員会みたいなものがますます重要になってきているのではないかという思いをして帰ってきたわけです。

そういう文脈で今後論点を整理して、原子力委員会がやって、実はそれを考えるとすれば、あるいは拙速に原子力の事業体制を今は9電力に原子力をやらせるという形で走らせていますけれども、本当にそれでいいのか。アメリカ型の規制システムでもってとりあえずしのぎようとしていますけれども、フランス型とかイギリスの原子力の廃炉に向けてのシステムについて今回いろいろおもしろい話を聞いてなるほどなと思う部分があったのですけれども、要するにそういうことを司会に入れて総合的な原子力事業体制から、あるいは政府の体制まで含めてきちっと議論するベースがここの原子力委員会の責任であり、役割ではないかという気持ちを強く持って帰ってきたということで、きょうの段階ではそこまで発言しておきます。

○森田座長 ありがとうございます。今のは、そういったいわば機能が強化された原子力委員会で基本政策や方針の策定も担うべきだという御意見です。

ほかに。山地委員、どうぞ。

○山地委員 この問題は、去年の12月ごろ取りまとめた中でも出てきた問題ですけれども、私はそのときも申し上げたという気がするのですが、原子力政策大綱とここに書かれている内容のものであれば、この範囲であれば、私は科学技術基本計画とエネルギー基本計画の中に分けて入れることができると思っています。

ただ、原子力の政策といったときにそれだけではカバーできない問題が幾つかあります。それはもう既に議論されているのかもしれませんが、私は最初の3回を欠席したので全体の流れが読めていないところがあるのですが、一つは、先ほど議論していた核不拡散とか核管理とおっしゃった部分ですね。その核不拡散体制の整備あるいは核管理体制というのは、一部は3Sとして規制委員会に今行っているわけですが、その中の核セキュリティとセーフガード。特にセーフガードだけで担えるものではないという認識は多分皆さんお持ちなわけです。その部分をどうするかが課題だと思います。

これについては、今まで実力的に十分だったかどうかはともかく、原子力委員会が担うこと

になっていたと私は理解している。だから、当然その機能は実質的にも強化してどこかにつくらなければならない。

もう一つは、現下の特別な問題というか、あるいは長期的な問題というか、よく言われるバックエンド問題があります。再処理の部分もあるにしても、もっと長期を要するのは使用済燃料処分も視野に入れた高レベル放射性廃棄物処分の問題であって、それに加えて、現在は福島廃炉の問題がそれと同じ状況にあると思うのですが、これらの問題をどう解決するかという特別な問題に対応する組織がエネルギー政策を担う組織以外でも要するのだろうと思います。

その部分は、例えば特定放射性廃棄物法、高レベル廃棄物法ができる局面において原子力委員会が機能を果たしたことは事実ですけれども、実際の事業を進める政策に関して、今、福島廃炉も含めて機能を発揮しているかということとは十分ではない。この機能は誰かが担わなければならない。それに関して私が一つあり得る組織とよく思っているのは、イギリスのNDAです。NDAのような組織に廃炉の部分も含めて高レベル廃棄物処分を任せる、そういうものが要るのではないか。

また、前半に言った核不拡散あるいは核管理についてですが、これはナショナルセキュリティにかかわることです。一方で、平和利用の担保というと、内向きに平和利用に限定することを表出したものですが、これと裏腹の関係にあるナショナルセキュリティというもっとハードな部分との関係、この辺をうまく使い分けられるかどうかですね。ナショナルセキュリティカウンセルというものをつくろうという動きが今あるようではありますが、そこで日本の平和利用の担保というのは何かそぐわない。やはりここは一つ日本が平和利用に徹するというのをシンボライズする組織がいるのではないかと思います。厳しい国際政治の現実を見据えたナショナルセキュリティの中で核をどう考えるかという脈絡も忘れず、平和利用を担保する機能を別のところにつくればよろしいのではないか。

最後のところは、今考えると、民主党時代には議論しなかったことです。

○森田座長　ありがとうございます。

どうぞ。

○石井参事官　事実関係で、資料の中でいかがかという部分があったので確認です。

今の資料の2ページ目の3ポツの課題等の1つ目、まさに今御指摘があった、昨年の有識者会議等の指摘の部分、若干抜粋と改変があって、全体的な政策は少なくとも当面は何か直轄の組織が担当というところは大分省略があって、全体という言葉を使っていなくて、本来は内閣に直結したの前にエネルギー政策も含めた基本的方針における。少なくとも当面はもっぱら原子力政策のみを扱う場合よりも国会における検討を踏まえつつ、内閣の意思決定に直結したエネルギー政策全体を審議対象とする機関ということを書いておりますし、平和利用担保のところはこの中にはございませんで別な章にあるものをこの中に入れ込んでいるのでミスリードしかねないので、むしろ正確な引用にさせていただいたほうがいいと思います。これは使うかどうかは別問題として。

○板倉参事官　申しわけございません。訂正させていただきます。

○森田座長　この辺、ほかにいかがでしょうか。

古城委員、どうぞ。

○古城委員 確認ですけれども、大綱の御説明を聞いていますと、大綱とその後の施策の評価というところを見ると、かなり国民との相互理解を深める活動ということに焦点が当たっているようにも見えるのです。一旦大綱を決定した後に、いわゆる外部評価を行って、これによって国民に理解してもらいながら進めていくというところがすごく出ていると思うのですけれども、これはそういうように理解していいのかということ。

先ほども近藤委員長の見解ということで出ていましたけれども、大綱をつくったときにいろいろ意見を聞いている人と、評価をしている人はほとんど同じ人と捉えていいのかどうかという2点を教えていただきたい。

○森田座長 まず、内閣府、それから近藤委員長、お願いします。

○板倉参事官 後ほども御説明いたしますけれども、原子力委員会は政策決定過程をオープンにしようということは2000年以前からもかなり積極的に取り組んでございまして、そういう意味では大綱を策定する過程でも御意見を聞く会などを設けてございます。さらには、大綱の策定会議自体も公開でやっておりますし、加えてその後の評価、これはフォローアップ、次の大綱策定に向けてのPDCAの一環と考えておりますが、その過程も常に透明性を確保しながら行うということで進めているところでございます。

もう一つ、大綱策定に携わった方と評価に携わった方が同じかどうかということですが、そういう意味では評価にかかわった方は分野ごとにより幅広く有識者の方に参画いただいております、そういう意味ではずっと広い広がりを持った方々が参加しているということで、決して同じ人だけということではございません。

○近藤委員長 全体として政策評価のことを通じて、国民の声を聞くというか、結局原子力委員会というのは独自の大臣がいるわけではないので、国民に対する責任の取り方というところは、我々が一生懸命国民の声を聞いたということでもってしかある種の正当性は担保出来ないという問題意識を持っております、そこは物を決めるときには必ず御意見を聞く会を開くとか、割と丁寧にそういうことをやるということを意識しながらやってきた。決して十分とは思っていないですけれども、そういうことで比較的そういうことが目立つような整理の仕方になっているのだと思います。

○森田座長 評価者と作成者が同一でいいかどうかという点はいかがでしょう。

○近藤委員長 もちろん関係者という意味でダブっている人もいますけれども、そこは余り強く意識はしていないで、もともとそのテーマにふさわしい評価ですから、その政策大綱の決定者としては原子力委員会が責任をとればいいわけですから、原子力委員も当然かち合っているわけですけれども、ですから、委員会は決定した主催者として評価に関してふさわしいと我々が考える人をお願いして評価いただくということです。

○森田座長 よろしいですか。

城山委員、どうぞ。

○城山委員 いずれ意見を整理しなければいけないということで、意見だけ申したいと思うのです。山地委員と寺島委員が言われたことですが、多分基本的な共通認識としては、今まで大綱でやってきたこと、その中にも当然廃棄物の処分のように継続的に大事なものもあるのだけれども、それだけではなくて、今の事情を考えると、いろいろな新しい課題はあって、

それはどこかで考えなければいけないでしょう。それは多分かなり共通認識だと思います。そのときに、廃炉庁などの話も出てきましたけれども、とりあえず考える場としてどこかをつくるという話と、廃炉庁みたいな話になってくるとかなりオペレーショナルな原業をどこかで持てという話になるので、そこは多分少し分けて考える必要がある、あるいはステップを考える必要があるのかなというのが一つのコメントです。

もう一つは、若干山地委員の言われたことにかかわるのですが、先ほどの議論のむしろ裏側ですけれども、平和利用のところで多分セーフガードだけに全てが入るわけではないというのはまさにそのとおりですが、そのプラスアルファの部分がどこかというところはなかなか悩ましいということなのかなと。つまり、ナショナルセキュリティのところまで言うなら別で議論すべき話だし、そうすると、最後に言われたシンボリックな機能というのは、そこはある程度皆さんアグリーできるのだと思うのですけれども、実態の平和利用で出てきた、これは私の個人的な意見ですけれども、プルトニウムの数値を把握するとか、そういうことはもう少しオペレーショナルで多分私自身は規制委員会でやってもいいのかなという感じはします。その辺は若干そこも幅の話を多分今後整理して議論させていただくことになるのかなという気がしました。コメントです。

○森田座長　ありがとうございました。

これはいろいろな意見が分かれているような気がしまして、政策や方針をかなり重く考える場合と、今の委員会のほうは実質的にそれを担うだけの体制にもなっていないとか、評価の問題をどうするかというところもあると思います。これはそういう意見があったということで、またその整理の段階も一本化するかどうかは別として検討させていただくとしまして、どうぞ。

○佐藤委員　私の理解は、きょうの議論は意見を言う場ではなくて、御説明を伺って質問する場だと伺っているの、先ほどから幾つかの御意見でそれについての整理だけではなくて、いづれ、みんなの議論の場があって、それから整理していただくということでよろしいわけですね。

○森田座長　もうこの段階、ファンクションについては御意見を言っていて。最初のところの前の宿題返しの部分について整理をするということですから、ここではもう少し意見を言っていて、一本化できるかどうかはわかりませんが、次の組織の考え方を考えるときに絞り込んでいくということをしていただければと思います。御意見よろしいでしょうか。

○佐藤委員　今考えていなかったものですから、わかりました。

○森田座長　また後で。

山地委員、どうぞ。

○山地委員　そういうことならもう少し。政策評価のところですが、私は多分に近藤先生が言われたことに同情的なのです。原子力政策大綱というのは政策大綱ですが、原子力委員会は実施部隊を持っていないわけです。したがって、自分で政策を実現するわけではないわけですから、それは実施部隊を持っているところに対して、あるときは法的な縛り比較的緩いですが、尊重していただいてその方向で走っていただく。それを原子力委員会が実施部隊のアウトカムとしてどういう成果が上がっているかという評価するということなのでは

ないですか。しかし、それはなかなか有効に機能しないと思う。ある程度政策を実施するところとの関係が密でないとそうはならないのではないのでしょうか。そこを改革すべきだと考えています。

○森田座長 今の場合も評価の対象が大綱に基づいて実際に行われているかどうかという評価なのか、大綱そのものが評価の対象になるのかというのは少しずれがあるような気がします。

どうぞ。

○古城委員 それについてわからないのは、ここでの評価の対象というのは、大綱に定めた政策の基本的な考え方というところですね。基本的考え方の評価ということで捉えていいのですか。ですから、個々の政策というよりも、政策を実施していたかどうかということよりも、考え方を評価しているということですか。そこをはっきりしたいので。

○近藤委員長 山地さんがおっしゃったとおりの面もあるし、座長がおっしゃったことも正しいのでして、つまり、私どもの立場からしますと、よそ様がやっていることを評価するという権限があるかどうかという問題もあるわけです。ですから、大綱の最後の章に評価というのをちゃんとつくったのですけれども、そのときも基本は各行政庁等における取り組みを眺めて、自分たちの言ったことはよかったのかと。最後は全部原子力委員会の責任になるように閉じてロジックをつくってあるのです。ですから、その辺の紙に書いてみますとみんなそういうようにして簡潔的に書いてあるのですけれども、実態としてはこういうことをやってほしいなと思って期待感を持って書いたことがちゃんとなされているかどうかを実態評価しているのです。結論としては、自分たちが言ったことがよかったのかしらという反省を最後にまとめて書いている、そういうのが評価の実態です。

○森田座長 簡潔にお願いします。

○小幡委員 そういう形での評価をやっているということを知らなくて、ここで初めて見たのですが、どうもみずからのことの評価のようなので、今、世の中の的に第三者評価というのとは違うのですね。基本的には、大綱をつくって長計をやっていらっしゃいましたが、前にも申し上げましたが、エネルギー全体政策について原子力のことだけ所掌しているここが大きな長計をつくるというのは無理ですし、ただ必要なのは、吉岡先生からございましたように、後始末問題はどこかが責任を持って計画を示すべきだと思いますので、そこはやる意味があると思います。

○森田座長 わかりました。

どうぞ。

○近藤委員長 皆さん、イギリスへ行くとNDAの説明を聞いて感心して帰って来られてしまうと困るのです。イギリスは2つ。一つは、もちろんディフェンスプログラムがある。もう一つは、80年代のサッチャーさんが壊すまでは、CDBといってイギリス電力庁だった。つまり、電力事業は全部国営だったのです。ですから、原子力も国営でやっていたのです。その後始末は国が責任をとるのが当然である。今NDAがほとんどは税金を投入してもらって、その税金を使って100年かかるようなプログラムをつくってやっているのです。

100年かけている理由は、毎年なるべくお金を積んでおいてゆっくりやる、急がないことは急

がない。そういうさばきをやりつつ、世界中で一番安く仕事をやってくれる者を探して仕事をさせるというのがNDAの仕事なのです。それが日本として本当に必要かどうかということは、日本は全部民営で民間にやらせているわけですがけれども、最後の処分までお金を積んでいただくように、そこでは大蔵省と調整して損金算入しないようにということがあって、そこで今どうしてもそれが必要だというのは、そこはまさに皆さん一部の方がおっしゃるように、国として原子力をやらしたのだから国として責任をとるべきだという公益事業団の世界で論を投じることはあり得べしと思います。

○小幡委員 少なくとも計画のことで私は申し上げたので。

○森田座長 これはまとめというか整理がつきにくいところがありますけれども、まだ次がありますので、先ほども後始末という話が出ましたけれども、バックエンドを中心にした核燃料サイクルのほうに入りたいと思いますので、内閣府、またお願いいたします。

○板倉参事官 資料6-2と6-3を用いて説明申し上げます。

核燃料サイクルにつきましては資料6-2でございますが、1995年のもんじゅのナトリウム漏えい事故の発生を踏まえまして、1997年に当面の核燃料サイクルの具体的な施策についてを取りまとめでございます。これは資料の3ページに添付しております。ここでは、余剰のプルトニウムを持たないとの基本方針を堅持した上で、軽水炉によるプルトニウム利用（プルサーマル）、さらには使用済燃料の全量再処理、バックエンド対策の研究開発推進、将来の高速増殖炉開発のあり方について幅広く検討を行うといった方針を示し、最終的には政府の方針として閣議了解されております。

2005年の原子力政策大綱の策定に際しましては、使用済燃料の取り扱いについて全量再処理、直接処分等の4つのシナリオごとに、安全の確保、エネルギーセキュリティ、経済性との観点から総合的に評価し、核燃料サイクル政策について中間取りまとめを作成いたしました。これは別添2-2で5ページに添付してございます。

基本政策のところでも御説明しましたけれども、その次の政策大綱改定に先立ちまして、2012年にはエネルギー環境会議コスト等検証委員会からの要請に応じまして、原子力発電核燃料サイクル技術等検討小委員会を原子力委員会のもとに設けまして、ここで核燃料サイクルのシナリオごとのコスト分析を行い、その検討結果を踏まえて原子力委員会において核燃料サイクルの選択肢を提示する決定も行っております。

資料6-3でございますが、バックエンド対策につきましては、1998年に高レベル放射性廃棄物処分の推進に向けて、国民理解や地域の方々との共生の重要性を踏まえ、責任体制の明確化、透明性の確立といった環境整備の必要性を確認するとともに、関連の諸制度の整備の着実な推進や研究開発の具体化に向けた取り組みの推進について決定してございます。これは3ページに別添3-1、原子力委員会決定を添付してございます。

この提言を受けまして、2000年には特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律が成立いたしまして、原子力発電環境整備機構NUMOが認可され、地層処分の実施に向けた取り組みが開始されているわけでございます。

2005年の政策大綱策定におきまして、政策大綱の中では、国は研究開発の進捗を踏まえ、安全規制に係る制度等を整備する必要があるという旨の提言を原子力委員会は行っております。

て、これを受けまして、原子力安全委員会においても高レベル放射性廃棄物の安全規制に係る諸制度事項などの検討が開始されております。

バックエンドは技術的かつ長期的な検討課題が多いということから、こうした側面での原子力委員会の取り組みは数多くなされておまして、1999年に核燃料サイクル開発機構が取りまとめた高レベル放射性廃棄物地層処分の技術的信頼性に対しまして、資料の5ページに添付してございますが、原子力委員会のもとに設けた原子力バックエンド対策専門部会で技術的な評価を行ってございます。

再処理等によって生じる超半減期で低発熱の放射性廃棄物につきまして、高レベル放射性廃棄物との平地処分、両方一緒に置くという平地処分の可能性を評価するというも行っておりまして、これは9ページに決定文を添付してございます。これを受けて、経済産業省では、総合資源エネルギー調査会のもとで検討を行いまして、2007年に最終処分報の一部が改正されております。

そのほか高レベル放射性廃棄物の文献調査地点の公募を受け入れる自治体があられないという状況に鑑みまして、日本学術会議に対して処分の取り組みにおける国民に対する説明や情報定期用のあり方についての提言を依頼しました。この提言及び有識者からの意見を踏まえて、2012年には高レベル放射性廃棄物の地層処分に係る取り組みについてという見解を取りまとめてございます。

このようにバックエンド政策につきましては、政府全体の政策を取りまとめて、さらにこれを踏まえて法律の制定、改正が行われるなどの成果が上がっているところでございます。

課題につきましては、先ほども十分な制度はなかったのですが、これは昨年の有識者会議の報告書の12ページに書かれている内容としましては、そのまま読みますと、原子力政策に関する基本方針であっても、超長期の政策領域や各省の個別対応では社会的な要請に応じ切れていない分野での政策、例えば廃炉やバックエンドに係る政策、さらには東京電力福島第一発電所の廃止措置等の企画立案等については、その技術・事業・行政の継続期間の長期性、社会的受容困難性への特に求められる分野である。かかる観点から、これらの分野の基本方針の企画立案等については、原子力委員会または後継組織が担うことが適当であると考えられるというような記載がございます。

説明は以上でございます。

○森田座長　ありがとうございました。

ただいまの御説明について、御意見どうぞ。

城山委員、どうぞ。

○城山委員　恐らくバックエンドに関しての何らかの役割は残るだろうというか必要だろうということはかなり共通認識だと思うのですけれども、そのときに、これはむしろきょうのお話の前半で積み残しでお話いただいた経済産業省さんと文科省さんの話でも廃棄物の話は出てきたわけですが、要するに役割分担ですね。今まで一定の役割分担で原子力委員会はやってきましたという、そのままでいいのか、ある部分はそれぞれの省庁内である程度のところできて、最後、ここは原子力委員会なり後継組織に委ねなければいけないのかという切り分けの問題を多分整理していく必要があるのかなと思います。そこでむしろ経済産業省さんと文

科省さんが今までの切り分けをどう思っていたのかということと、ここはうちでもっとやれる、あるいはここでやってもらいたいというところをもう少し明確的に出していただけるといいかなと。きょう伺って感じると、経済産業省さんのほうはそれがかなり出ていたという印象を持っていて、つまり、企画立案で一般的なのはあえて申し上げませんが、企画立案みたいなものよりは、もう少し第三者的な技術オプションの評価をきちっとやってもらうことがないと、そこは合意形成に至りません。かなりそこはターゲットを絞っていただいたのかなというのが私の印象なのですが、それでいいのかということ。

逆に文科省さんのほうは、社会的合意形成が必要なのだというかなりざくっとした言われ方をされているので、ではどこが原子力委員会なり後継組織として必要なのかというところをもう少し明確に言っていただけるといいかなと思いましたので、そこを御質問させていただければと思います。

○森田座長 では、経産省、文科省の順でお願いします。

○畠山原子力政策課長 おっしゃるとおりでありまして、我々としては、そういう機能を求めていきたいということでございます。

○増子原子力課長 文科省といたしましては、特に研究用の廃棄物はいろんな種類がございます。そういう意味では、処分の仕方でも高レベル程ではないにしてもトレンチにするか、ピットにするかとか、色々な技術的な評価が今後必要になってきますし、今後、処分場を決めるに当たって、色々な手順とか技術的な評価は必要になってきます。それも原子力機構が所管だから文科省だけで勝手に議論して、これでいきますというのはなかなか受け入れられないと思いますので、そういう点で、原子力委員会ですかるべき議論をしていただきたいという趣旨で書いた次第でございます。

○森田座長 佐藤委員、どうぞ。

○佐藤委員 このタイミングにぴたっと合うかどうかかわからないのですが、意見と質問。意見は、これまでずっと議論を伺っていて、平和利用の担保ということとの関係ですが、ウラン濃縮の話がほとんど出てこない。国際的に見ると、まずはウラン濃縮であり、次がプルトニウムなので、平和利用も国際的な説明責任あるいは当然国内に向かってもそうだと思いますが、ウラン濃縮の部分も平和担保と結びつく関連で考えるべきではなかろうか。

この前、随分前に伺った原子力等規制法に基づく委員会のときの原子力委員会への相談、必要のところからは、ウラン濃縮が落ちているような気がするのです。ですから、この点は今後原子力委員会あるいはその後継委員会のあり方を考えることから、全体として考えるときに、今の規制法のあり方も含めて、ウラン濃縮の問題と平和利用の担保ということの関連をぜひもう少し議論をしていただきたいし、させていただきたいと思います。これは意見です。

もう一つは、質問ですが、高レベル廃棄物の処理のときに、今までの経過は全部国内処分ということだけで考えられているようですが、国際的な議論を聞いていても、かなり先のほうを考えると、国際的な処分ということもいずれ考えざるを得なくなってくるのではないかと思います。その点について、今の段階では担当の官庁はどのように考えておられるのか、それが質問です。

○森田座長 これはどこにお答えいただくか。

まず、内閣府のほうでお願いできますか。

○板倉参事官 国際協力については後ほど説明することになりますが。

○佐藤委員 どこで質問していいかわからなかったものですから。

○板倉参事官 国際協力の中では、廃棄物処分の話だけではないのですけれども、包括的な燃料サイクルのあり方についての議論がございますので、それを御紹介申し上げます。

○森田座長 吉岡委員、どうぞ。

○吉岡委員 この点は核燃料サイクル、資料6-2の2枚目で97年1月30日に出ていて、これは原子力委員会が円卓会議を経て、これからどう国民の意見を聞いていくかと私は認識していたのですけれども、いきなり核燃料サイクルの着実な展開に向けてと、ある種、国民議論を打ち切ったような印象を受けて、ただ、経産省がここを主導したという点ではやむを得ず追従してすぐ閣議決定になったと思うのです。ここで既に後始末問題というのがいろいろ指摘されていて、その後、後始末問題というのがますます重大になってきている。

例えば去年の民主党のエネルギー会議の決定等ですと、原発稼働ゼロを実現するという方針を立てたわけですが、その場合には、プルトニウムも後始末する対象のごみになってしまって、MOX燃料もなって、もしかしたら濃縮ウランもなるかもしれない。私から見れば、いわゆる核燃料サイクル開発というのはうまくいっているようには見えないから、いずれそういう方向に行くのではないかと、スピード感の差はあるのですけれども、そういう場合にこれをどう扱うかというのは非常に重要であって、これはエネルギー政策からもこぼれるし、科学技術政策からもこぼれる。やはり独自領域の形をつくっていると言わざるを得ないので、私の最初の意見に書いたように、これは独自の取り組み組織をつくって、その参謀本部として原子力委員会後継組織というのがあるのがいいのではないかとということを改めてこれを見ながら考えました。

○森田座長 ありがとうございます。

ほかに。山地委員、どうぞ。

○山地委員 私、きょう、おくれて来たので、経済産業省さんと文科省さんの発言のニュアンスが捉えられなかったのです。燃料サイクル、特にバックエンドの重要課題への対処について原子力委員会の機能として後継組織にしても残すべきだという認識は持っているのですけれども、ただ、先ほど言った、その政策を決めて推進するという実施部隊との関係から言えば、一番経済産業省さんが近いと思っているのです。NUMOを所轄しているのは経済産業省です。

そうすると、長期を要する政策ではあるのですが、原子力委員会だったらできて、経済産業省ならできないというわけではないと思う。ただ、今のエネルギー基本計画などを審議しているのは総合資源エネルギー調査会ですが、その構成には違和感がある。いくつかある分科会の下に原子力小委員会があり、その下の廃棄物ワーキンググループという組織で、高レベル廃棄物処分の大綱、大きな方向性を出せるのでしょうか。もし移管して受けるのであれば、この原子力、特にバックエンドの部分の政策を議論し、かつそれを実行に移す組織の入れ物をきちんと受ける側につくらなければいけない。それをどういうスタンスで説明されたのかわからなかったのですけれども、どこかにつくれというのではまずいのではないのでしょうか。

○森田座長 では、近藤委員長、お願いします。

○近藤委員長 私は答えたくないですけれども、山地さんの言っているのは、これは全く個人

的意見ですけれども、私ども原子力委員会は、近藤委員会というか処分懇を設置して国としてこれはこういうように取り組むべきだろうという提言を国に出した。それを受けて、国、直接的には経産省が高レベル廃棄物処分の取り組みのあり方について制度を設計し、法律を出して、そしてNUMOを存立せしめたわけですから、そこから先は本来的には経産省の責任というか、内閣の責任でやっていただくべきだと思います。それについて、どうもワーカビリティがないからがらぼんしたいということについて、もう一遍、原子力委員会で考えてくれという話があるとすれば、それは引き受けてもいいのだとは思いますが、本来はそこでオペレーションをちゃんとやっていただくというのが本来的な役割分担の世界だと私は思っています。

ただ、まさに動きが鈍いので、原子力委員会が政策評価した結果として皆さんの御意見を伺うと、どうも何とかしなければならないということがあったために、それではということさらには学会の議論を聞いて、改めて見解を出す、そういう成り立ちなのです。それでもって私どもは原子力委員会が引き続き必要と書いていただきたくないので、見解の最後には全部経産省の責任だぞと書いてあるつもりです。

○森田座長 経産省、どうぞ。

○畠山原子力政策課長 事業実施について、経済産業省の責任であることは全く否定するつもりもないし、その責任から逃れるつもりも全くありません。したがって、それは責任を持ってやっていくということだと思っておりますが、一方で、方式が決まって地層処分をやっていくのだということで、その考え方の下でやっていくということにしていくわけです。

一方で、処分の方式について、技術進歩を踏まえていろいろな可能性が生じ得る中で、大きな方向性として地層処分をそのままやっていくのがいいのか、それともほかの処分方法について、それはきちっと評価した上で選択肢の中に入れていくべきなのか、その言ってみれば処分の方法についての議論をしていただくというところがあったほうが我々としてはその技術的な評価について、経済産業省が言うのと、中立的な組織が言うのとでは世間に対するといいますか、国内に対する信頼度も違ってくるのだらうということと考えているということでございまして、実施の責任から逃れるつもりは全くございません。

○森田座長 よろしいですか。

○山地委員 そんなによろしくもないけれども、お役所というのは、私はある意味中立的、パブリックなものだと思うのです。国の決定に対してそんなに引かなくてもいいのではないですか。それと、いわゆる第三者的なコメントを求めるというのは、それを審議会でやるケースもあるし、本当の独立組織については、日本の場合いいのがなくて、よくテクノロジーアセスメントの組織をつくれとか、という声もありますけれども、今はないのだから、まずは実施責任者としての見解をまとめる必要がある。それを自分の組織でない原子力委員会に言ってもらえば使いやすいと言っているというだけにしか私には聞こえない。自分たちで決めて、自分たちで実行してチェックして進めていく。それぐらいの気持ちでほかの政策もやっているとは思っているのですけれども、違いますか。

○森田座長 特にコメントはよろしいですか。

○畠山原子力政策課長 それは内閣の中での考え方によるのかもしれませんが、どういうところが担当することが信頼性を確保する上でよりふさわしいかということの中で決まって

いく話だと思っております、もちろん、そこは経済産業省がきちっとやれということであれば、それはその責任を当然果たしていくということかと思っております。

○森田座長 これはこれぐらいにしておいて、ほかにいかがでしょうか。

おわびとこれからの進行についてお話しさせていただきますけれども、実はきょうはかなりもりだくさんで、できればファンクションについて、機能について少し整理してしまいたいと思っておりましたけれども、かなり重要なことですし、なかなか御意見もいろいろあるかなと思っております、ここで収れんするまで議論するというのは少し難しいのかなというのと、私の進行の不手際もございまして、時間が足りなくなってきた、予定された時間はあと15分でございますので、残った4つの機能、役割について、また同じような形で御検討いただくというのはいさづいかなと思っておりますので、申しわけないのですが、議論を先送りしまして、もう一点だけ、放射線利用、核融合、研究開発について御報告いただいて御議論いただきたいと思います。

なお、これは申し上げておきますと、この前、前回やりました人材育成とか支援研究の助成とかのように、そもそも原子力委員会がやっていたのだけれども、現在、その役割は要らないのではないかという意味で整理するというのもありましたし、本日のように平和利用の残りの部分と、今のバックエンドの話もそうですけれども、これ自体役割そのものは要らないというのではなくて非常に重要なわけですし、その中でも企画とか大きな方針を決める部分と、それを実施する部分と、その切り分けと担い手がどうなのかということについて少し議論が混乱とは言いませんけれども、いろんな観点から御市長が出ているような気がしまして、これもまた少し整理した上でお諮りする必要があるのではないかと思います。いずれにしても、きょうは残された時間は続きの放射線利用、核融合、研究開発について御議論いただくというところで本日のところは終わりにしたいと思います。

済みませんが、どうぞ。

○板倉参事官 それでは、お手元の資料6-4でございます。

まず、研究開発につきましてですが、1995年のもんじゅナトリウム漏えい事故の発生を踏まえまして、もんじゅの扱いを含めた将来の高速増殖炉開発のあり方について、高速増殖炉懇談会で審議を行いまして、3ページに添付してございますが、今後の高速増殖炉開発のあり方についてを取りまとめまして、翌年2006年に文科省が高速増殖炉サイクルの今後の2015年までの研究開発計画などを立案したことなどを受けまして、研究開発に関する基本方針、5ページに添付してございますが、それを決定しました。

また、ハイリゲンドラムサミットにおける合意を踏まえまして、地球温暖化対策に貢献する原子力の革新的技術開発ロードマップ、これは9ページに添付してございます。分離変換技術の進め方についての取りまとめも行っております。

福島発電所事故後の状況を踏まえまして、今後の原子力研究開発全般のあり方について、これは昨年2012年に見解を発表してございます。核融合分野に関しては、政策決定の中で17ページに図示してございます。特に文科省の政策立案との関係策を中心に文科省が作成した資料でございまして添付してございますが、まず1992年に取りまとめられた第三段階核融合研究開発基本計画、これは原子力委員会が策定したものでございますが、これに基づき政策が進められ

ておりまして、これに関しまして、2005年にそれまでの進捗状況のチェック&レビューや今後の推進方策に関する検討を行いまして、今後の核融合研究開発の推進方策について決定いたしました。

また、2001年には、さかのぼりますが、ITER計画の推進について幅広い調査審議を行いまして、国民から広く意見を簿油状況して取りまとめたITER計画懇談会の報告書を踏まえて、ITER計画への積極的な取り組みや十分な国民理解を得るための透明性の確保などといった基本方針を決定しております。

放射線利用に関しましては、食品照射の現状、消費者食品の健全性の見通し、課題などについて取りまとめ、関係省庁に食品安全行政等の観点からの検討について提言を行っております。これを受けまして、厚生労働省の薬事・食品衛生審議会において、食品への放射線照射について審議が行われています。

2005年に取りまとめました原子力政策大綱に示している放射線利用に関する取り組みの基本的考え方に関する評価につきまして、官民が連携し、画像診断に用いる医療用テクネチウム99の親核種に当たりますモリブデン-99を原子炉照射などで安定供給するための対応について早急に検討することが必要という指摘がございまして、それに対して、原子力委員会のイニシアティブにより、官民検討会が立ち上がるというようなこともございます。このような総合調整を実施しながら施策を推進しております。

課題でございますが、核融合につきましては、現在、担当省庁において研究開発段階の取り組みが着実に実施されていますが、今後、次の原型炉という段階に進む際、これはエネルギー政策の関係もございまして、こういったことも検討俎上に上ることから、改めて社会・経済的側面も考慮した総合的な議論が必要になると考えられます。

以上でございます。

○森田座長 ありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして、御意見いかがでしょうか。

吉岡委員、どうぞ。

○吉岡委員 ありがとうございます。

研究開発に関しては、もんじゅにFBRは私も随分いろんな委員会にかかわりましたけれども、研究開発全体のいろんなアイテムのバランスとか、そういうようなことを恐らくは余り議論された覚えがないような。ですから、結局何千億円が使われているわけですがけれども、もんじゅはほんの一部であって、これを一体どこで議論するのか、それとも各省で足し合わせればいいのかというような、研究開発全体をどのように戦略を練るかというようなところがどうも余りなかったと思っております。

核融合ですけれども、これの原子力委員会がかなり前にITERについて報告を出しましたけれども、これこそ政策評価の重要な対象であり、とにかく、私の認識ではいつできるかわからないというようなものだと思うのです。そういう不確実性みたいなものを余り考慮していなかったとすれば、それは問題かなと思います。

以上、コメントです。

○森田座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

城山委員、どうぞ。

○城山委員 今回の資料6のような2ページ目の最後の課題の書き方ですけれども、これは核融合について書かれています、次の段階に行くときに社会・経済的側面も考慮した総合的議論が必要だと考えるというのは、だから一定の役割があるという趣旨かなと思ったのですが、例えば科学技術基本計画などで議論するときも、基本的には科学技術イノベーションなどということもそうですが、基本的に社会的関与を考えろというほうに来ているので、こういうもののレベルの話はそういうつかさつかさで多分議論できる話ではないかと思います。

これは一方でどこかで近藤委員長が言われていたと思いますけれども、原子力全体を運営するという束で研究開発でどういうことが必要かみたいな、もう少しメタ議論の余地はあるので、そういうことが多分利用に関する政策の中で議論されるということがあると思いますが、個々のアイテムが次のステップにいくべきかどうかみたいな話は多分もう少し別の場で任せていいのかなという感じはします。

○森田座長 ありがとうございます。

寺島委員、どうぞ。

○寺島委員 ボトムラインを発言しておきたいのですけれども、我々は原子力委員会のあり方をどうするかという問題意識とともに、日本の原子力政策を間違わせてはいけないというところがある。政治によって間違わせてはいけない。そういったときに、今回、福島のようなことが起きてしまって、要するに開かれた原子力で、国際社会に対して日本の原子力政策が説得力のあるものでなければいけないというところに立たされているわけです。そういったときに構想力が要すると思うのは、例えば先ほど佐藤さんが発言していたようなことで、今までのような国で囲い込むだけではなく、核燃料サイクルにしる、例えば第二六ヶ所的なものをつくるにせよ、廃棄物の処理にしる、この次に説明のある国際協力のような仕組みの中で、日本が大きい構想力を持って提案していくとか、そういうことはIEAとかここに出てきているような機関あるいはシステムの中で主導していくなどということをする際に、やはり内閣のところにそれだけの大きな構想力を持った原子力政策を設計できるシステムをつくっておかないと、R&Dの優先順位も含めて、そういう文脈において、私は原子力委員会は次元を変えたところでもって議論しなければいけないところに来ているのかなとボトムラインで思っています。

○森田座長 ありがとうございます。

ほかにいかがですか。御発言はありますか。よろしいですか。

それでは、残り時間も少なくなりましたので、まことに申しわけないのですけれども、少し積み残しがあって、それは次回にまた報告いただいて整理していただきたいと思いますが、この有識者会議自体の全体のスケジュールがごきますので、予備の会というのはありますけれども、なるべく早く整理をするということで、そこで前回もお話しいたしましたけれども、御提案させていただきましても、座長代理の城山先生と増田先生には、少し組織も含めた観点から論点の整理をしていただいて、それを御提案いただいて、方向性についてまとめていただいて、それをたたき台として議論を進めるということをしていきたいと思っています。

その準備をしていただきたいと思いますけれども、きょうのところも含めて、少し私自身で

整理させていただきますと、先ほど申し上げましたように、科学技術政策と原子力政策、またエネルギー政策というのは集合が重なるところがあるわけございまして、それをどのように切り分けるのかというと、先ほど申し上げましたけれども、基本的な方向性ないし大綱、政策というものを決めるのと、それを実施する部分とどのように考えていくのか。

さらに言えば、推進面と規制面といういろんな切り口があると思います。それをどのような形で担っていくのかということもあると思いますし、その場合に、今、寺島委員がおっしゃいましたけれども、行政組織として考える場合には、それだけの強い発信力ないし決定力を持つとしますと、それ相当の行政組織上のポジションというものと、その委員会の権限が強くなければならない。お願いベースだけでやっているのではなかなかできないと思います。

いろんな機能をになうということになり、しかも、各関係行政機関に対してそれなりの統制といいましょうか、影響力を持つとしますと、そのベースになるような仕事をするための組織の体制というものも必要になってくるだろうと思っておりまして、組織のあり方を考えるときには、そうした権限及び組織の規模であるとか、そうしたことも考慮しなければ、実質的な十分な体制を持たないところに大きな権限を持たしても形骸化するということになりねませんし、そうした意味での組織的な要素も配慮した上で少し整理をするということをお願いしたいと思っております。

少しよいけなことを申し上げましたけれども、そうした方向で進めていただくということでよろしいでしょうか。事務局もよろしいですか。

それでは、きょうのところはこれくらいにさせていただきますけれども、もしきょう御議論いただいた内容につきましても追加の御意見等がございましたら、事務局宛てにお出しいただきたいと思ひますし、また、資料その他につきましても提出の御要望がある場合には事務局に提出いただければ、会議の場で議論をするという時間をとりたいと思っております。

それでは、私の不手際もございまして積み残しを出してしまいましたけれども、本日はこれくらいにさせていただきます。

最後に、今後の日程等につきまして、事務局からお願いいたします。

○大島企画官 次回以降の開催予定でございますけれども、次回第6回が10月10日、午前10～12時まで、第7回が10月24日、午前10～12時まで、第8回が10月31日の15～17時までを予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

○森田座長 諸般の事情で、次回まで1カ月ほど時間がございまして、じっくりとお考えいただければと思います。

それでは、本日はどうもありがとうございました。これで終わらせていただきます。